

平成19年度実績評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局行政課、合併推進課、行政体制整備室

評価年月 平成19年6月

1 政策等

政策7

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等

（政策の基本目標）

地方公共団体の自主性及び自律性を拡大させるための地方制度を整備するとともに、地方行財政基盤の強化、行政運営の質の向上等を通じ、地方行政体制の確立を推進する。

2 政策実施の背景・必要性等

（1）政策実施の背景・必要性

明治以来の中央集権型行政システムは、わが国の急速な近代化と経済発展に寄与してきた面と、権限・財源・人間、情報を過度に中央に集中させ、地域社会の自治を制約し、地方の活力を奪うという面の、功罪両面があるが、近年わが国の政治・行政を取り巻く国際・国内の環境は急速に大きく変貌してきており、中央集権システムは弊害面を目立たせることになってきている。

地方公共団体は、地域住民のニーズに速やかに対応し、各地域が個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることができるよう、分権型行政システムへの転換が求められており、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が成立した。

政府においては、「地方の活力なくして国の活力なし」との考え方の下、やる気のある地方が様々な行政分野において自由に独自の施策を展開できるようにし、魅力ある地方をつくることが重要であると認識しており（所信表明演説、平成18年9月29日）、地方公共団体は主体的に行財政基盤の強化等を通じ、分権型の地方行政体制を確立することが求められている。

このため、総務省としても、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方公共団体への権限、財源の移譲を進め、地方の自立と責任を確立するための施策の立案や情報提供等に取り組むことにより、地方公共団体への支援を行う必要がある。

（2）主な施策の概要

ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討

第28次地方制度調査会の答申等を踏まえ、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部改正を行うとともに、引き続き地方分権を推進し、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。

イ 市町村合併の推進

基礎自治体である市町村の規模、能力の充実、行財政基盤の強化を図るためには、市町村合併を推進することが必要であり、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、

引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく。

ウ 行政運営の質の向上、公正の確保、透明性の向上（再掲）

行政改革大綱に基づく具体的な取組を集中的に実施するため、集中改革プランを作成し公表することを要請するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表することで地方公共団体の行政運営の質の向上を促進する。

また、自己決定権の拡大に伴い、住民等への説明責任を果たし、住民等の監視のもとに、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層重要となり、情報公開条例（要綱を含む。以下同じ。）行政手続条例（要綱を含む。以下同じ。）の制定が必要である。制定を促進し、公正の確保、透明性の向上を行うため、制定状況を調査、公表し、必要に応じ助言を行う。

（３）関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
今後の行政改革の方針（閣議決定）	平成 16 年 12 月 24 日	引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 地方公共団体の行政改革については、これまでも平成 9 年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、行政改革推進のための新たな指針を策定する。
平成 18 年 1 月 施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日（第 164 回）	（簡素で効率的な政府の実現） 3,200 あった市町村が、今年度末には 1,800 になります。これに伴い、市町村の議員数は 1 万 8,000 人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006	平成 18 年 7 月 7 日	第 3 章 財政健全化への取組 - 1 . 歳出・歳入一体改革に向けた取組 - (4) 第 期目標の達成に向けて - 歳出改革 - 各分野における歳出改革の具体的内容 - 地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
平成 18 年 9 月 所信表明演説	平成 18 年 9 月 29 日（第 165 回）	（活力に満ちたオープンな経済社会の構築） 地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。
平成 19 年 1 月 施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日（第 166 回）	（魅力ある地方の創出） 地方分権を徹底して進めます。「新分権一括法案」の 3 年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行います。

3 政策評価の結果等

(1) 参考となる指標の状況

ア 分権型社会に対応した地方制度の状況（検討状況含む）

平成17年12月9日に第28次地方制度調査会から、「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」が内閣総理大臣に提出されたところであり、この答申等を踏まえた、地方公共団体の自主性・自律性の拡大、地方議会制度の見直し、大都市制度の見直しを内容とする地方自治法の一部を改正する法律案が平成18年3月7日に国会に提出され、国会での審議を経て平成18年5月31日に成立し、平成18年6月7日に公布された。このうち、大都市制度の見直しにより、新たに13市が中核市の指定要件を満たすこととなり、現在1市が移行への検討を始めている。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を受けて、新たな地方分権改革の推進体制等を定める地方分権改革推進法案が平成18年10月27日に国会提出され、国会審議を経て、平成18年12月8日に成立、平成18年12月15日に公布、平成19年4月1日に施行されたところである。

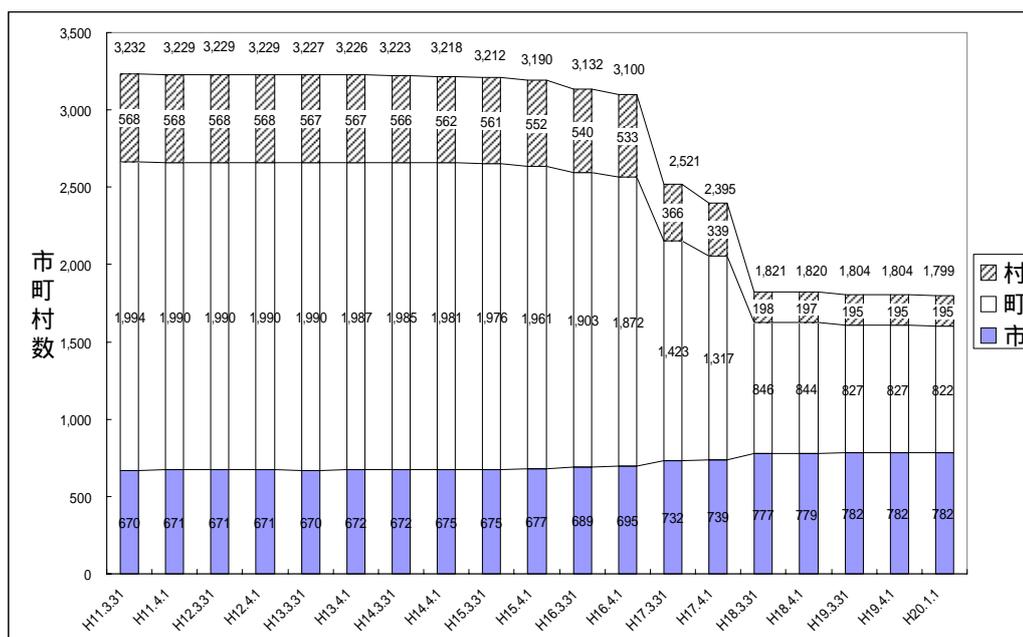
イ 市町村合併の状況

参考となる指標	17年度末	18年度末	19年度(～H20.1)
(ア) 合併件数(下記参照)	325	12	3
(イ) 合併後の市町村数(下記参照)	2521	1821	1799
(ウ) 人口規模別の市町村数(下記参照)	-	-	-
うち人口1万人未満の市町村数	978	504	491

(ア) 合併件数

	件数	合併関係市町村数	市町村数	
			前年度末	当年度末
H11年度	1	4	3,232	3,229
H12年度	2	4	3,229	3,227
H13年度	3	7	3,227	3,223
H14年度	6	17	3,223	3,212
H15年度	30	110	3,212	3,132
H16年度	215	826	3,132	2,521
H17年度	325	1,025	2,521	1,821
H18年度	12	29	1,821	1,804
H19年度 (H20.1.1まで)	3	8	1,804	(1,799)
計	597	2,030		

(イ) 合併後の市町村数（市町村数の推移）



(ウ) 人口規模別の市町村数

	H11.3.31			H20.1.1		
	団体数	人口	面積(km ²)	団体数	人口	面積(km ²)
50万人以上	21	24,459,688 (20.8%)	7,910 (2.1%)	27	30,338,078 (25.4%)	14,058 (3.8%)
30万人以上50万人未満	43	16,672,731 (14.2%)	11,025 (3.0%)	45	17,250,135 (14.5%)	15,880 (4.3%)
20万人以上30万人未満	41	10,139,015 (8.6%)	7,624 (2.1%)	41	10,028,760 (8.4%)	11,884 (3.2%)
10万人以上20万人未満	115	15,609,766 (13.3%)	13,901 (3.7%)	149	20,515,568 (17.2%)	39,034 (10.5%)
5万人以上10万人未満	227	15,738,410 (13.4%)	24,690 (6.7%)	277	19,207,469 (16.1%)	60,604 (16.3%)
3万人以上5万人未満	262	10,015,674 (8.5%)	30,248 (8.2%)	265	10,242,556 (8.6%)	55,919 (15.1%)
1万人以上3万人未満	986	16,820,311 (14.1%)	101,818 (27.4%)	504	9,108,740 (7.6%)	86,526 (23.3%)
1万人未満	1,537	8,347,037 (7.1%)	173,826 (46.8%)	491	2,587,035 (2.2%)	87,347 (23.5%)
全国計	3,232	117,602,632 (100.0%)	371,040 (100.0%)	1,799	119,278,341 (100.0%)	371,252 (100.0%)
(参考)全国平均		36,387	114.8		66,303	206.4

※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。
 ※ H20.1.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。
 ※ H20.1.1の面積は、「全国市町村要覧(平成18年度版)」の面積による。
 ※ H19.4.16 官報告示分までのもの。

ウ 地方公共団体の集中改革プランの公表状況（再掲）

	平成18年7月
都道府県	45 団体 (95.7%)
政令指定都市	15 団体 (100.0%)
市区町村	1,436 団体 (95.1%)

エ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上

ア 地方公共団体の情報公開条例制定率（再掲）

	平成 16 年 4 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)
政令指定都市	13 団体 (100%)	14 団体 (100%)	15 団体 (100%)
市区町村	2,890 団体 (92.9%)	2,319 団体 (96.5%)	1,822 団体 (98.9%)

イ 地方公共団体の行政手続条例等制定率（再掲）

	平成 16 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 18 年 10 月
都道府県	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)	47 団体 (100%)
政令指定都市	13 団体 (100%)	13 団体 (100%)	15 団体 (100%)
市区町村	3,126 団体 (99.5%)	2,516 団体 (99.4%)	1,818 団体 (99.6%)

(2) 平成 18 年度に目標年度を迎えた指標に係る目標値の達成状況

指標に係る目標値が設定されていない

(3) 目標の達成状況の分析

ア 分権型社会に対応した地方制度のあり方の状況

3(1)アに記載のとおり、第28次地方制度調査会からの答申等を踏まえた地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議を経て成立したところであり、地方の自主性・自律性の確保や議会制度の充実、中核市の指定要件の緩和等が図られる内容とされたことから、分権型社会に対応した地方制度の確立のために必要な施策として有効であったと認められる。

また、新たなる地方分権改革のための推進体制を規定する「地方分権改革推進法」が平成18年12月7日に成立し、今後、「新地方分権一括法案」の3年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直し等を行っていくこととなった。このことから、内閣府に地方分権改革推進委員会が設置されたところであり、引き続き、総務省としても分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進していく必要がある。

イ 市町村合併の推進

合併特例法及び平成17年施行の合併新法のもと、市町村合併により、平成20年1月までに、全国の市町村は1,799に再編され、財政措置が大きく拡充された平成11年法改正前の平成11年3月末と比較して、1,433市町村が減少した。

市町村合併の推進により、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められており、当該施策の有効性が認められる。また、合併前の市町村と合併後の予算を比較した場合、合併を行うことにより人件費や維持管理費の削減が達成されており、市町村合併の推進により行政コストの削減が見られるため効率性が認められ、2016年度以降において、年間約1.8兆円の効率化が推計される。しかしながら、地方財政は引き続き極めて厳し

い状況にあることから、「市町村合併後の自治体数は1,000を目標とする」という与党の方針を踏まえ、引き続き、自主的な市町村合併を積極的に推進していく必要がある。

ウ 各地方公共団体における集中改革プランの公表状況（再掲）

平成17年3月に策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により、平成17年度から21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表するよう要請したところである。集中改革プランの公表率は、平成18年7月31日現在で都道府県は95.7%、政令指定都市は100%、市区町村では95.1%となっている。地方公共団体が、行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において、総務省の施策の有効性が認められる。一方で、未公表の団体もあることから、引き続き早期のプラン公表を促していく必要がある。

集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携し行ったことは、情報の共有化が図れたとともに、地方公共団体の負担軽減にも資したため、効率的であったと評価できる。

エ 地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上（再掲）

地方公共団体における情報公開条例は、平成18年4月1日現在で、都道府県及び政令指定都市では全団体、市区町村では98.9%の団体が制定済みである。行政手続条例は、平成18年10月1日現在で、都道府県及び政令指定都市で全団体、市区町村で99.6%の団体が制定済みである。制定状況を調査、公表し、さらに必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、このような取組によって未制定団体に対して一定のインセンティブが働いているものと考えられ、取組の有効性が認められる。

制定状況の調査を他の調査と併せて行ったことや、助言等について各種会議等の機会を利用して行ったことは、既存の調査、機会等を有為に活用したものであり、効率的である。

4 今後の課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
更なる分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討を行い、地方分権改革推進法に基づき地方分権を積極的に推進する必要がある。	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	法令・制度改正に向けた調査等を検討
	実施体制・事務のやり方等	更なる分権型社会に対応した地方制度のあり方の検討等
合併新法下における市町村合併を推進するため、更なる合併支援策の検討等が必要である。	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	更なる合併支援策の検討等
新市町村合併支援プラン等に基づき、合併市町村の要望を踏まえた新しいまちづくりを着実に支援する必要がある。	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	引き続き助言等を実施
集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続していくとともに、集中改革プランの未公表団体については公表を促していく。 情報公開条例、行政手続条例の未制定団体に対し、情報公開法、行政手続法の規定を踏まえ、早期に制定するよう、助言等を行っていく必要がある。意見公募手続については、行政手続法の規定を踏まえ導入を促進していく必要がある。(再掲)	予算要求	引き続き所要額の確保が必要
	制度	現行制度の継続
	実施体制・事務のやり方等	プラン公表の促進、プラン内容への助言、フォローアップ、啓発広報等の継続

5 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

第28次地方制度調査会（平成15年度は、総会1回、専門小委員会 1回開催）

（平成16年度は、総会2回、専門小委員会17回開催）

（平成17年度は、総会2回、専門小委員会19回開催）

上記調査会での審議及び答申を、政策実施の背景・必要性等の把握に活用した。

「地方分権21世紀ビジョン懇談会」(座長：太田弘子政策研究大学院大学教授、平成17年度～平成18年度11回開催)での審議及び意見を、政策の背景・必要性等の把握に活用した。

「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」(座長：岩崎美紀子筑波大学大学院教授、平成15年度～16年度 24回開催)における地方公共団体の行政組織運営に関する意見・議論等を政策の背景・必要性等の把握等に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針

(平成16年9月10日構造改革特別区域推進本部)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/dai7/7siryou0.pdf>

構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針

(平成17年10月21日本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/yusikisyu/housin.pdf>

地方の自律性・自主性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申

(平成17年12月9日第28次地方制度調査会)

http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_051209.pdf

道州制のあり方に関する答申(平成18年2月28日第28次地方制度調査会)

http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No28_tousin_060228.pdf

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)

<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2006/decision060707.pdf>

中核市について

<http://www.soumu.go.jp/cyukaku/index.html>

合併相談コーナー

<http://www.soumu.go.jp/gapei/index.html>

地方公共団体における集中改革プランの公表状況(再掲)

http://www.soumu.go.jp/iken/060828_1.html

情報公開条例の制定状況調査の結果(再掲)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060816_1.html

地方公共団体における行政手続条例等の制定状況(再掲)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060213_1.html